令和６年１月 29 日

株　主　各　位

更 生 会 社　株式会社プロルート丸光
管 財 人　弁 護 士　山　本　幸　治

株主名簿管理（株式の名義書換等の取扱い）に関するＱ＆Ａ

当社は令和６年１月 29 日開示「株主名簿管理（株式の名義書換等の取扱い）に関するお知らせ」のとおり、株主名簿管理人と証券会社が行っておりました株式の名義書換等の事務を、当社が直接お取り扱いさせていただきます。

つきましては、株主様からよくご質問をいただくものについて、下記のとおりＱ＆Ａを作成いたしましたのでお知らせいたします。

また、引き続きお電話でのお問い合わせも受け付けておりますので、末尾記載の当社管理事業本部まで、お問い合わせください。

Ｑ1　株主は更生債権の届出は必要ですか？

Ａ1　株主様におかれましては、特にお手続は必要ありません、更生手続に関連して株主様にご連絡すべき事項、お手続いただく事項がある場合には、当社ホームページへの掲載又は株主名簿記載の株主様にお知らせを別途発送させていただきます。

Ｑ2　株主の持株はどうなりますか？

Ａ2　当社は株券不発行会社ですので株券の発行はございません。株主名簿に記載されていることが、株式の所有者であることを表しております。なお、株主名簿管理人（信託銀行）が管理していた株主名簿は、当社が直接引き継ぎますので、上場廃止時に株主であった方は、当社が引き継いだ株主名簿に既に記載されております。従って、改めて株主としての登録などの手続は必要ありません。なお、売買や相続などで、株式の移転があった場合には、名義書換の手続が必要となります。

Ｑ3　株主名簿とは？

Ａ3　株主名簿には当社の株主の方の氏名、住所、持株数が記載されており、株主名簿に記載のある株主様が当社の株主とされております。当事者間の売買事実だけでは、株主の移動を当社が把握できません。株主の皆様への通知等も、株主名簿に従って行われますので、売買を行った際は必ず当社へ名義書換請求をしてください。また、住所変更等の記載事項が変更となった場合にも、届出が必要になります。

Ｑ4　株式事務とは？

Ａ4　株式名義の管理を行う事務手続のことをいいます。上場会社の場合は、証券会社と株

主名簿管理人の間で行われており、株式の発行会社が直接取り扱いしておりませんが、当社は、上場廃止となったことにより、当社が直接株式事務を取り扱っております。

Q5　証券口座の株式はどうなるのか？

A5　一般的に、証券会社の証券口座では上場株式のお取扱いしか行っておりません。
上場廃止となった当社株式は、証券口座から各株主様に返却されることとなりますが、当社は株券不発行会社となっておりますので、証券口座から当社株式の登録を抹消した旨のお知らせが到達することになります。これは、証券口座の管理が行われなくなったという意味であり、当社の株主名簿から株主様の登録が抹消されたことを意味しているわけではありません。なお、証券口座における株式のお取扱いについては、各証券会社へお問い合わせください。

Q6　株券は発行されるのか？

A6　当社は株券不発行会社となっておりますので、株券を発行しておりません。株主名簿に記載されていることが、株主であることを意味しております。株主である証明が必要な場合には、株主名簿記載事項証明書を発行することができます。

Q7　株式を売買するにはどのようにすればよいか？

A7　売買される相手がいる場合には、相手方との合意により売買を行っていただくことが可能です。但し、買主の紹介、売買価格の決定など、売買に関することに当社としてかかわることはできませんのでご了承ください。
　相手方との合意により売買をされた場合は、名義書換手続を行ってください。名義書換手続を行わない場合、株主としての権利を当社および第三者に主張することができませんのでご注意ください。

Q8　株式の売買価格をどのように決定すればよいか？

A8　売買当事者間で協議の上、合意できる価格にて行ってください。当社としては、適正な株価を算定することはできません。
　相手方との合意により売買をされた場合は、名義書換手続を行ってください。名義書換手続を行わない場合、株主としての権利を当社および第三者に主張することができませんのでご注意ください。

Q9　今後の株主の権利はどうなるのか？

A9　現時点においては何も決定しておりません。今後、管財人の下で立案される当社の更生計画においては、株主様の権利に何らかの対応が行われる可能性がありますが、その場合は当社ホームページ上にてお知らせいたします。但し、近時の会社更生の事例では、例外なく 100%減資になっているものと認識しております。

Q10　更生計画とは何ですか？

A10　債権者、株主、その他の利害関係人の利害を調整し、更生会社の事業の維持更生を図ることを目的として、債権者、株主等の権利変更等を定めた計画です。

Q11　株式が無価値となった証明を発行して欲しい。

A11　株式の取扱いについては、現時点においては何も決定しておりません。今後、更生計画案において、株式の取扱いについての定めが記載され、その更生計画案が認可された場合には、更生計画に従って株式の無償消却（100％減資）が行われることも想定されます。その場合には、お申し出いただいた株主様に対し、株式の無償消却にかかる証明を、株主様の登録ご住所あてお送りすることも検討したいと考えております。詳細は、更生計画認可決定後、当社ホームページ上にてお知らせいたします。

【お問合わせ先】

〒541-0057　大阪市中央区北久宝寺町２丁目１番３号
株式会社プロルート丸光　管理事業本部
電話：06-6262-0303（代表）
※音声案内が流れますので「6」を押してください。

以　上